

**県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業  
Q&A(旅行・宿泊割引・利用者向け)**

※ 赤字は、前回掲載分から追記・更新したものです。

番号	質問	回答
1	どのような料金が割引対象になりますか。	対象事業者(本事業に登録した宿泊施設、旅行会社)が提供する宿泊サービス、旅行商品の代金が対象になります。
2	事業開始はいつからですか。	全県で感染状況がステージⅡ相当以下になることが条件です。具体的な事業開始時期については、改めてお知らせします。
3	宿泊料の割引対象経費には消費税、入湯税も含まれますか。	対象経費には、消費税、入湯税も含まれます。
4	旅行代金に含まれる鉄道乗車券・特急券、バス料金、フェリー代金は割引対象になりますか。	対象になります。
5	鉄道の普通乗車券・特急券・回数券、普通航空券だけの購入は割引対象になりますか。	普通乗車券など、払戻手続き等を受けることで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものだけを購入する場合は対象外とします。
6	宿泊代金にスキー場のリフト代やゴルフ場のプレー料金が含まれるセットプランは、割引対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
7	旅行代金に体験アクティビティなどのオプション料金、施設入場料が含まれている場合は割引対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
8	免許取得合宿は割引対象になりますか。	免許取得合宿のような、資格の取得や受講を目的とするものは対象となりません。
9	出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先が県外である旅行は割引対象になりますか。	対象になりません。出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先はすべて県内であることが必要です。
10	本事業の支援対象となる「日帰り旅行」とはどのようなものでしょうか。	旅行会社が販売する募集・受注型企画旅行日帰り旅行商品が対象となります。なお、日帰り旅行商品においては、同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービス並びに旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送及び宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。
11	子ども料金についても割引になりますか。	対象になります。

番号	質問	回答
12	子ども料金の適用者が含まれる場合、支援金額はどのように算出するのですか？	<p>宿泊施設による宿泊商品及び宿泊サービスを提供する場合は大人、子ども別々に1人当たり旅行・宿泊代金をもとに支援金額を算出します。</p> <p>&lt;例&gt;            大人2人、子ども1人の家族旅行のケース            宿泊代大人1人13,000円、子ども1人7,000円            ⇒1人あたり割引支援額大人5,000円、子ども3,000円            支援総額は5,000円×2人+3,000円=13,000円            クーポン券は大人2名に各1,000円配布</p> <p>尚、旅行会社が販売する旅行商品を購入する場合は、旅行代金総額を乳幼児も含む利用人数で割り、一人当たりの旅行代金を算出し、それを基準に支援金、ふるさと応援クーポンを配布いたします。</p>
13	宿泊料金のかからない乳幼児が含まれる場合、支援金額はどのように算出するのですか？	<p>宿泊施設による宿泊商品及び宿泊サービスを提供する場合は、宿泊代金が発生する旅行者のみで支援金額を算出します。宿泊料金がかからない旅行者は算出の対象外となります。</p> <p>&lt;例&gt;            大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース            宿泊代大人1人13,000円、乳幼児1人0円            ⇒1人あたり割引支援額大人5,000円            支援総額は5,000円×2人=10,000円            クーポン券は大人2名に各1,000円配布</p> <p>尚、旅行会社が販売する旅行商品を購入する場合は、旅行代金総額を乳幼児も含む利用人数で割り、一人当たりの旅行代金を算出し、それを基準に支援金、ふるさと応援クーポンを配布いたします。</p>
14	旅行会社で販売する企画旅行でレンタカーなど1人あたりの価格設定がないオプションがついている場合、1人あたりの旅行代金はどのように算出するのですか？	<p>オプションを含めた当該旅行に係る代金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより1人あたりの旅行代金を算出します。</p> <p>&lt;例&gt;            大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース            宿泊代大人1人11,000円、乳幼児0円            レンタカー代8,000円のプランを利用            旅行・宿泊代金総額            11,000円×2人+8,000円=30,000円            1人泊当たり代金            30,000円÷3人=10,000円            ⇒1人あたり割引支援額5,000円            支援総額は5,000円×3人=15,000円            クーポン券は3名に各1,000円配布</p>
15	上記のケースで、1人あたりの価格設定がないオプション分を含めず、1人あたりの代金が明確な部分のみで支援金額を算定しても構わないですか？	構いません。
16	事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類を購入しチェックアウト時に支払を行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行ったものも、支援対象となる旅行・宿泊代金に含まれますか？	事前に予約を行っていたもののみが旅行・宿泊代金に含まれます。宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては旅行・宿泊代金に含まれません。

番号	質問	回答
17	事前に旅行会社で予約したパック旅行に加えて、現地でパックに含まれていない食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合、これらの食事代や観光施設入場料は支援対象となる旅行・宿泊代金に含まれますか？	事前に旅行会社で予約したパック旅行の代金のみが旅行・宿泊代金となります。現地で別途支払った食事代や観光施設入場料は旅行・宿泊代金に含まれません。
18	対象施設の宿泊プランは、全て割引対象になりますか。	対象施設によっては、割引対応できない場合があります。予約にあたり、事前に対象施設に確認ください。
19	企業等の懇親旅行、研修旅行は割引対象となりますか。	参加する社員が兵庫県民であれば割引対象になります。企業が負担する部分については、人数按分し、兵庫県民である社員にかかる代金のみが割引対象になります。
20	業務上の長期滞在は対象外とされていますが、業務上の長期滞在とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	専らビジネス目的で複数日連続して滞在する場合を指します(ただし、ワーケーションなど観光目的が含まれるものは対象となります)。
21	修学旅行は対象になりますか。	県内に所在する学校の修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)であれば、参加する生徒等の居住地にかかわらず対象となります。
22	定期観光バスは割引対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
23	本事業が開始した時点で既に予約・販売された旅行は割引対象となりますか。	対象となりません。本事業開始日以降に、予約・販売した旅行のみです。
24	連泊した場合も割引対象となりますか。	連泊についても、1日あたり最大5,000円の割引を行います。例えば2泊された場合は、最大10,000円(5,000円×2泊)の割引となります。ただし、同一の宿泊施設の場合、5泊までを上限とします。
25	1旅行で複数の宿に宿泊した場合、支援金額はどのように算出するのですか？	宿泊施設によって宿泊サービスを提供する場合は1泊ごとの1人あたり旅行・宿泊代金をもとに支援金額を算出します。 <例> 大人1人が2泊3日の旅行をしたケース 宿泊代大人1人1日目20,000円、2日目6,000円 ⇒1人あたり割引支援額1日目5,000円、2日目3,000円 支援総額は5,000円+3,000円=8,000円 クーポン券は1日目に2,000円配布 尚、旅行会社が販売する旅行商品を購入する場合、同じ人数で宿泊するのであれば、当該旅行代金の総合計を泊数、利用人数で割り、1泊1人当たりの金額から支援金、クーポン付与額を算出する。
26	同一人が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。

番号	質問	回答
27	代表者が兵庫県民であれば全員が割引を受けることができますか。	割引対象はグループの中の兵庫県民の方のみです。
28	兵庫県民であることはどのように確認されるのでしょうか。	<u>旅行・宿泊の申し込み時点または宿泊施設のチェックイン時点</u> で、運転免許証、健康保険証、旅券、マイナンバーカードなどの身分証明書で住所を確認させていただきます。なお、公共料金の請求書での確認は認められませんのでご注意ください。
29	県内在住の外国人は対象となるのでしょうか。	本事業は県内旅行需要の喚起が目的のため、兵庫県内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。
30	県外から帰省する子どもと一緒に宿泊をする場合は割引対象になりますか。	帰省する子どもが兵庫県民でなければ対象になりません。対象となるのは兵庫県民のみです。
31	市町独自の支援制度との併用は可能ですか。	併用可能です。支援金額は、市町支援額後の金額をもとに算出します。ただし、市町によっては併用を不可としている場合は、それに従います。 例) 10,000円の宿泊で市町支援額が50%割引の場合 市町支援額5,000円 (10,000円×0.5) 県民向け割引(本事業)支援額2,000円 (4,000円以上6,000円未満の場合支援額2,000円) 併用後の自己負担額3,000円 (10,000-5,000-2,000)
32	県の他の支援制度(スキー場周辺地域の宿泊割引、ひょうご五国交流バス等)との併用は可能ですか。	併用可能です。割引額は上記と同様の計算方法となります。
33	国の支援制度(Go Toトラベル)との併用は可能ですか。	併用できません。
34	感染状況が悪化して、事業期間が短縮された場合など、割引の扱いはどうなりますか。	事業期間外の旅行・宿泊については県の支援対象にはなりません。ステージⅡ相当以下になった後に取得した予約について、感染状況の悪化に伴う事業停止等により規定のキャンセル料が発生した場合、利用者の負担となります。
35	宿泊施設を利用する場合、事前にPCR検査又はワクチン接種は必要ですか。	利用する宿泊施設まで、直接お問い合わせください。
36	宿泊している夜間に発熱した場合はどうすればいいですか。	宿泊施設のスタッフにお申し出ください。その際は、宿泊施設の指示に従ってください。